

長野市重度身体障害者タクシー利用事業実施要綱

福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（昭和53年7月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、重度の身体障害者にタクシー利用券（以下「タクシー券」という。）を支給し、その社会参加を促進するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

（タクシー券の支給対象者）

第2 タクシー券は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものに支給する。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 上肢の機能障害を有し、その障害の程度が1級である者

イ 下肢又は体幹の機能障害を有し、その障害の程度が1級又は2級である者

ウ 視覚障害を有し、その障害の程度が1級又は2級である者

エ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害を有し、その障害の程度が1級である者

オ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害又は肝臓の機能障害を有し、その障害の程度が1級又は2級である者

カ 上肢の機能障害を有し、その障害の程度が2級であり、かつ、下肢又は体幹の機能障害を有し、その障害の程度が3級である者

(2) 前号に該当する者に準ずるもので、市長が特に必要と認めるもの

（タクシーの範囲）

第3 タクシー券により利用することができるタクシーは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で市内を営業区域とするものが当該事業の用に供している自動車とする。

（タクシー券の名称）

第4 タクシー券の名称は、障害者タクシー利用券とする。

（タクシー券の交付枚数及び額）

第5 タクシー券は、1年間に36枚支給する。

2 タクシー券は、乗車1回につき2枚（リフト若しくはスロープにより車いすで乗降でき、かつ、車いすを固定することができる設備があるタクシー又は寝台タクシー（時間制運賃で運行するものに限る。以下「福祉タクシー」という。）を利用する場合にあっては、4枚）に限り使用できるものとする。

3 タクシー券1枚の限度額は、600円（福祉タクシーを利用する場合にあっては、700円）とする。

（支給の申出）

第6 タクシー券の支給を受けようとする者は、市長に申し出なければならない。

2 前項の申出の手続き等については、別に定める。

(不正使用の禁止)

第7 タクシー券は、他人に譲渡若しくは使用させ、又はその他不正の目的で使用してはならない。

(タクシー券の有効期限)

第8 タクシー券の有効期限は、タクシー券を支給した年度の3月31日とする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成5年3月31日告示第54号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱の規定に基づき交付されているチケットは、この要綱施行の日から1年間は、なおその効力を有する。

附 則 (平成8年3月25日告示第64号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日告示第80号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月15日告示第67号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月28日告示第97号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月23日告示第172号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日告示第185号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月27日告示第28号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日告示第125号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。